



お知らせ版

No.420

2020(令和2年)

4/27

発行/常陸大宮市
編集/秘書広聴課
☎0295-52-1111

〒319-2292 常陸大宮市中富町 3135-6
ホームページ <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>
メールアドレス hishokou@city.hitachiomiya.lg.jp

お知らせ

- P2 ○3つの密を避けましょう
- P2 ○上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください
- P3 ○令和2年度常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金制度について
- P3 ○国民年金保険料の納付期限について
- P4-5 ○公共下水道水道供用開始のお知らせ
- P5 ○「常陸大宮市文化財保存活用地域計画(案)」のパブリックコメント実施結果について
- P6 ○常陸大宮市観光振興基本計画(案)に対する意見募集の結果について
- P7-11 ○第2期常陸大宮市創生総合戦略(案)に対する意見募集の結果をお知らせします
- P12 ○令和2年4月診療分から高校生外来が小児医療福祉(マル福)制度の助成対象になりました
- P12 ○子育て短期支援事業(ショートステイ)について
- P12 ○【中止のお知らせ】普通救命講習会について
- P13 ○市内保育園等給食食材の放射性物質測定結果について
- P13 ○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
- P14 ○2020年工業統計調査を実施します
- P14 ○肺炎球菌による肺炎などの発症と重症化を予防するため、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します
- P14 ○【中止のお知らせ】5月住民(集団)健診における風しんの抗体検査について
- P15 ○【重要】小児科診察(一般外来)再開のお知らせ
- P15 ○台風第19号により住家が被災した国民健康保険の被保険者の一部負担金・介護サービス利用者の利用料の免除について(令和2年9月30日まで延長)
- P16 ○動画で知ろう!学ぼう!自慢の常陸大宮
- P18 ○休日・祝日の当番医について(4/29~6/7)

募 集

- P17 ○母子家庭等自立促進講習会について
- P17 ○中国語会話「楽々中国語」参加者募集のお知らせ

相 談

- P18 ○【中止のお知らせ】日曜結婚相談会について

市の主な施設

常陸大宮市役所(本庁)	52-1111
山方支所	57-2121
美和支所	58-2111
緒川支所	56-2111
御前山支所	55-2111
総合保健福祉センター(かがやき)	54-7121
子育て世代包括支援センター(ぬくもり)	58-7780
上下水道部総務経営課	52-0427
上下水道部施設管理課	53-7250
水道お客さまセンター	52-0427
教育委員会生涯学習課山方分室	57-2903
教育委員会生涯学習課美和分室	58-2142
教育委員会生涯学習課緒川分室	56-5111
教育委員会生涯学習課御前山分室	55-2116
教育支援センター(あゆみの広場)	54-2026
消防本部・東消防署	54-0119
西消防署	56-2119
大宮公民館	52-0673
山方公民館	57-2903
御前山市民センター	55-2116
文化センター・ロゼホール	53-7200
図書情報館	53-7300
緒川総合センター	56-5111
おおみやコミュニティセンター	53-5885
山方農林漁家高齢者センター	57-3963
美和工芸ふれあいセンター	58-2142
御前山保健福祉センター	55-2111
西部総合公園体育館	52-5223
歴史民俗資料館大宮館	52-1450
歴史民俗資料館山方館	57-2616
文書館	52-0571
おおみや広域聖苑	54-0202

区・班に加入しませんか

~健やかに安心してらせる
まちづくりを目指して~

加入するとこんなメリットが!

- ・ 広報紙の配布や回覧で、市の情報がすぐ分かる!
- ・ 地域行事への参加で住民同士の交流が深まる!
- ・ 住民間の連携による災害時の相互扶助や犯罪の抑止力が高まる!



問 本庁 市民協働課 ☎52-1111 内線125

5月の納税

国民健康保険税【1期】
軽自動車税

納期限: 6月1日(月)

お知らせ

3つの密を避けましょう

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、石けんによる「こまめな手洗い」や咳など症状がある方は「咳エチケット」等に加えて、以下の①～③の「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けましょう。

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気をしましょう。



- ・風の流れることができるよう2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。
- ・換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう。



- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。
- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

③「密接」した会話や発声は避けましょう。



- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ちましょう。
 - ・家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
- ※「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。

問 かがやき 健康推進課 ☎54-7121

上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っておりませんのでご注意ください。

○振替日

毎月25日（土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日）

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法

次の金融機関（本店・各支店）の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合 ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合（支店のみ）
- ・水戸信用金庫 ・烏山信用金庫 ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局

○申込みの際に必要なもの

①通帳など口座番号がわかるもの ②通帳の届出印 ③お客様番号がわかるもの（納入通知書など）
※口座振替依頼書（申込用紙）は、市内の金融機関および水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427

令和2年度常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金制度について

本市では、市内経済および市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者によって、個人住宅のリフォーム工事を行う市民に対する補助制度を、昨年度に引き続き実施しています。

○リフォーム工事の定義

リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等（火災、風水害、震災、その他の自然災害による場合を除く）

※東日本大震災による修繕工事は対象となりません。

○補助対象住宅

- ・市民が市内に所有する個人住宅
- ・市民が市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分

○補助対象工事（次のすべてに該当）

- ・着工前のリフォーム工事
- ・消費税を除いた工事費が20万円以上
- ・市内に住所および事業所を有する個人事業主または市内に本店を有する法人が行う工事
- ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了し、かつ、実績報告書を提出することができる工事

○補助額

- ・20万円以上100万円未満の工事・・・10%以内の額（千円未満切り捨て）
- ・100万円以上の工事・・・10万円以内

○補助対象者（次のすべてに該当）

- ・市内に住所を有する方
- ・補助対象住宅に3年以上居住していること
- ・補助対象住宅の所有者であること
- ・市税等を滞納していないこと
- ・過去にこの補助を受けていないこと
- ・市で実施している他の同様の補助を受けていないこと

○申請手続

補助金申請書に記入・押印し、必要書類を添え、申請者または代理人が、本庁商工観光課へ提出してください。

※申請は必ず着工前に行ってください。（着工後の申請は受け付けできません）

※工事終了後、補助事業が完了した日から起算して20日以内、または翌年3月末日までのいずれか早い日までに、添付書類を添えて実績報告書を提出していただきます。

問 本庁 商工観光課商工労働 G ☎52-1111 内線274

国民年金保険料の納付期限について

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対し、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっています。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市役所医療保険課または水戸北年金事務所へご相談ください。

問 本庁 医療保険課医療・年金 G ☎52-1111 内線166

日本年金機構水戸北年金事務所国民年金課 ☎029-231-2283

公共下水道水道供用開始のお知らせ

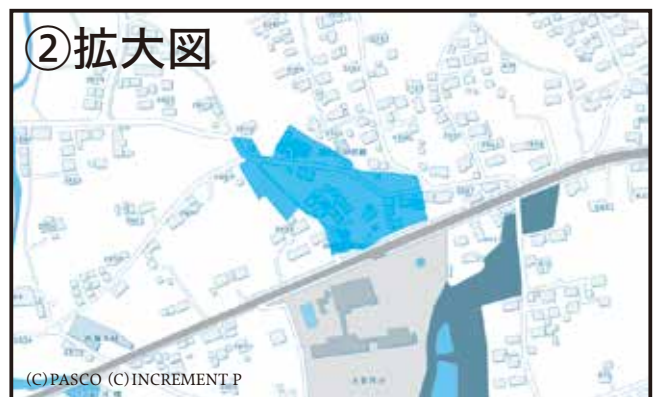
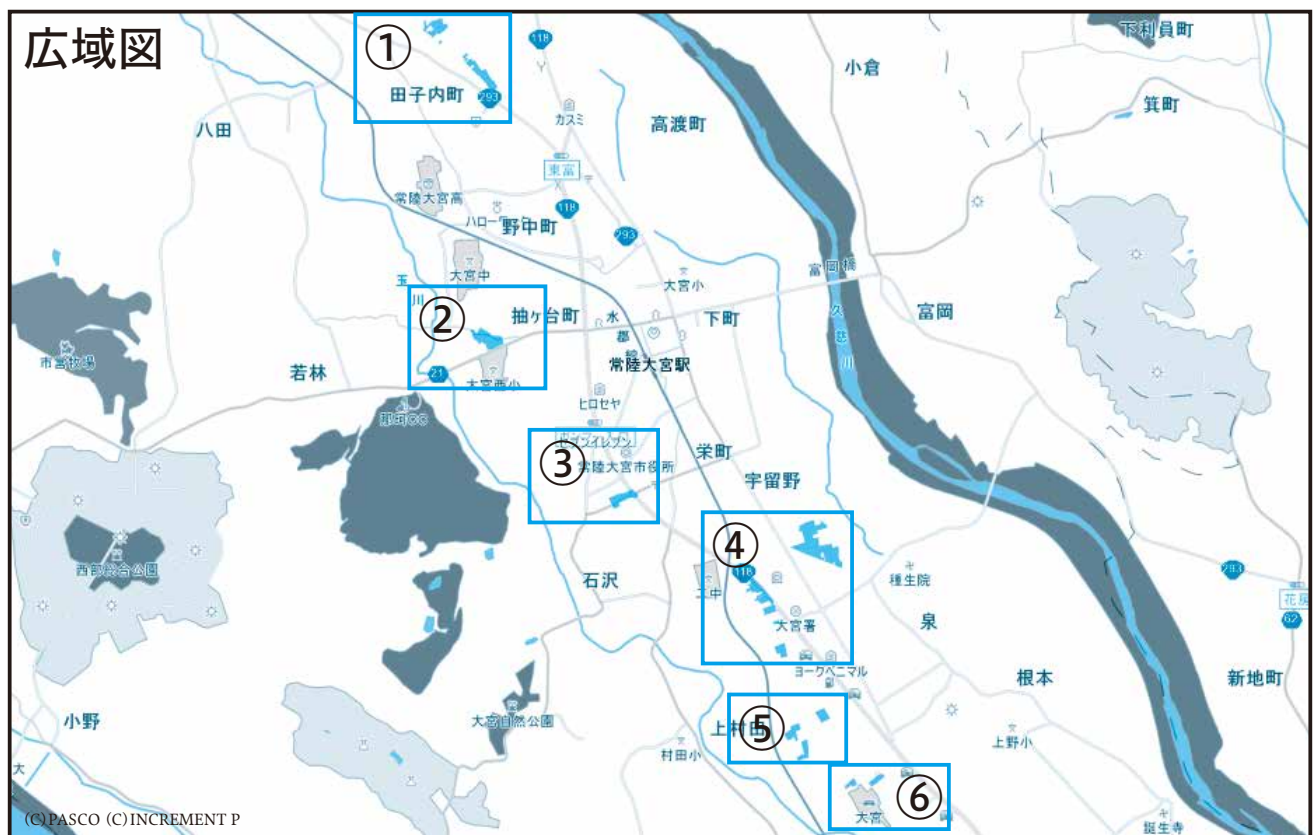
令和2年3月31日から下記の地域で公共下水道が使用できるようになりました。接続の際は、市の排水設備指定工事店へ依頼し、市から工事の承認を受けて施工してください。

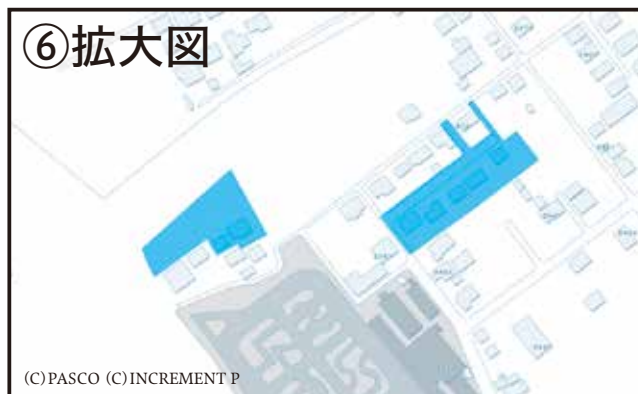
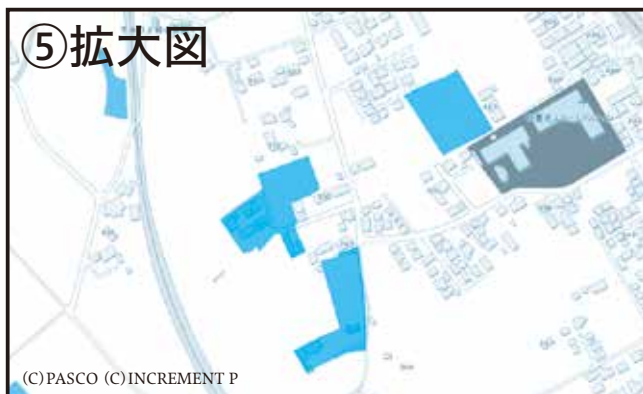
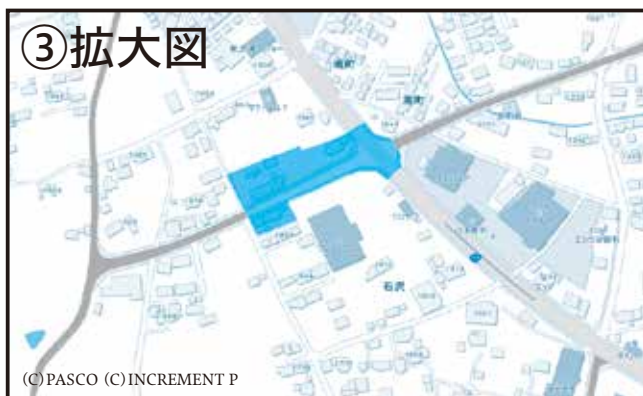
○供用開始区域 抽ヶ台町・田子内町・泉・宇留野・下村田・上村田・石沢の各一部

問 上下水道部施設管理課下水道G ☎53-7250

令和2年3月31日供用開始区域

(常陸大宮市抽ヶ台町・田子内町・泉・宇留野・下村田・上村田・石沢の各一部)





「常陸大宮市文化財保存活用地域計画(案)」のパブリックコメント実施結果について

実施結果等について、下記のとおり公表します。また、市ホームページや市役所教育委員会文化スポーツ課（本庁3階）、各支所窓口でも閲覧できます。

1. 意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間：令和2年2月10日（月）～令和2年3月10日（火）
- (2) 意見の提出件数：1件
- (3) 意見の提出方法：持参1件

2. 意見の内容および意見に対する市の考え方

(※意見のタイトル、意見の内容については原文のとおり)

No.	1
意見のタイトル	文化財保存活用地域計画（案）に必要な「情報提供」と「情報共有」
意見の内容 (原文)	<p>市民協働による文化財等の有効な活用のためには、まず市民の皆さんに泉坂下遺跡に代表される貴重な考古遺跡等の文化財に興味関心をもってもらうことが必要である。</p> <p>そのためには、広報紙やホームページ、現地説明会等により、幅広い年齢層に分かりやすく興味関心をもってもらえるような情報提供が大切である。</p> <p>今までも活動は行われていたのであろうが、「あることは知っていたが、よく分からない。」「現地に行ってみたが、草だらけで何が何だか分からない。」等の声が多く聞かれた。</p> <p>計画に当たっては、市民の皆さんが文化財等について興味関心を持ち、「一緒になって考えよう」とするために必要な「情報提供」と「情報共有」が急務である。</p>
意見に対する 市の考え方	<p>本市では、地域の文化財等に関する普及活動として、様々な時代や分野に関する企画展示や講演会、見学会、説明会を実施するとともに、地域や学校の要望に応じた出前講座など柔軟な対応を行っておりますが、より幅広い市民への教育普及や周知活動の推進と充実は本計画において重要な柱であると考えております。</p> <p>計画では、文化財の活用「しる・しらせる・つかう」において、文化財等の地域資源の教育普及や周知に関し、SNS等多様な媒体の活用や政策間の連携を図って、ふるさとの歴史・文化への興味関心の拡大に努めるとしております。</p> <p>文化財等の活用が、市民と協働した「郷育」による文化財等地域資源の活用促進と地域プライドの創造に資するよう、皆様からご意見をいただきながら進めてまいります。</p>

問 本庁 文化スポーツ課 ☎52-1111 内線342

常陸大宮市観光振興基本計画(案)に対する意見募集の結果について

実施結果等について、下記のとおり公表します。また、市ホームページや市役所産業観光部商工観光課（本庁2階）、各支所窓口でも閲覧できます。

1. 意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間：令和2年2月10日（月）～ 令和2年3月10日（火）
- (2) 意見の提出件数：1件
- (3) 意見の提出方法：メール1件

2. 意見の内容および意見に対する市の考え方

（※意見のタイトル、意見の内容については原文のとおり）

No.	1
意見のタイトル	外国人旅行者をターゲットとした地域密着型観光案内 (常陸大宮にはこれといった観光資源がないと思われるため、人を通して価値をつける)
意見の内容 (原文)	<p>老人、子供がけんちん汁と卵やき（作り方を知りたい外国人が多い）の作り方を、古民家（普通の空き家）で教える。</p> <p>けんちん汁の野菜など、観光客と農業体験として収穫し、古民家（普通の空き家）で料理し、そこでたべてもらう。</p> <p>日本の普通の生活を味わってもらう為、冬はこたつにみかん、夏はかき氷など提供する。</p> <p>老人、子供と一緒にすることで、親しみをもってもらいリピーターにする。</p> <p>子供は英語を話す機会を得ることで、日本人の苦手なスピーキング対策になる。</p>
意見に対する市の考え方	<p>外国人旅行者については、本計画の第4章「計画の展開（アクションプラン）01横のつながり・ネットワークの構築」において、市内事業者・各地域・茨城県広域等、それぞれの横のつながり・連携をすすめ、多様な来訪者への受け入れ体制を強化してまいります。</p> <p>近年は、日本文化や日本食等の人気に加え、国際的なイベントの開催など、訪日観光客は急速な増加をみせており、観光産業の発展とインバウンド※は切っても切り離せない存在となっております。ご意見の趣旨のとおり、常陸大宮市の資源は、何よりも「人」です。たくさんのお出会いは、地域の活力を広げる大きな力となります。里山体験をしたい外国人観光客の誘客についても、この地域を体感できる里山体験・田舎体験を提供できる体制を構築し、快適な観光ができる環境づくりを進めてまいります。</p> <p>※インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。</p>

問 本庁 商工観光課観光振興G ☎52-1111 内線274



常陸大宮市公式SNS



本市の魅力を

余すことなく発信中です！



第2期常陸大宮市創生総合戦略(案)に対する意見募集の結果をお知らせします

実施結果等について、下記のとおり公表します。また、市ホームページや市役所政策審議室企画政策課（本庁3階）、各支所窓口でも閲覧できます。

1. 意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間：令和2年2月10日（月）～ 令和2年3月10日（火）
- (2) 意見の提出者数：3名
- (3) 意見の提出方法：持参3名

2. 意見の内容および意見に対する市の考え方

(※意見のタイトル、意見の内容については原文のとおり)

No.	1
意見のタイトル	明日への希望 (人口減少は自然の流れ、過度な反応をする前に)
意見の内容 (原文)	<p>人口の増加策を柱に常陸大宮市の創生を図る計画の必要性は十分にわかるのですが、過去の推移からは無理なのではないでしょうか。</p> <p>結婚は個々人の心の問題であり、組織的・金銭的な支援を中心とした方法でサポートするほうが問題だといえるのではないのでしょうか。今の若い人達は…と言うつもりはありませんが、昔と今の結婚観は相当に変化しております。進歩しているとは思いません。今だけ、金だけ、自分だけとその場限りの幸せを求めている若者が多くなっていると感じています。自分もやがては老いていくものだと認識していれば自分の一生を長期的な視点で見詰めることが出来ます。若い内に結婚して子供が授かりやがてはその子供達に支援されながら幸せに暮らすという夢が実現されると思います。</p> <p>県内の人口は減少しておりますが、県南の一部の地域は増加しております。一方で常陸大宮市を含めた県北地区の全てが減少幅が加速しております。これには必然性があり、当面続くものと思います。努力は必要ですが、出来ることから、小さなことでもしっかりと取り組むことが大切であると思います。幸いなことに道の駅が出来て以来、ここに立ち寄る他県の方々が増加しております。その中には、当市の良さを吸収しながらリピーターとなりその情報を周囲に広めてくれることと思います。道の駅北側の親水公園（辰の口）にはさくらの大木が五十本位あるのでしょうか。春の頃とてもきれいですね。水戸には梅があり、大子には袋田の滝があります。その中間点に位置する当道の駅周辺が桜の名所に成長するならば、国道118号線のオアシスとして発展し、その過程に於いて、常陸大宮市は良い所として定着し、ここに住んで見たいな！と思う人々が出て来るのではないかと期待したいです。</p> <p>市のアンケート等から分かることは、子供達が成長するにつれ、就職等を機に、外へ出たいなという願望が強くなっております。他の地区も同様でしょう。全国的に見ても地域間の奪い合いでしか。人口増加は簡単なことではありません。この現実をしっかりと受け止めて、若い人達の心の成長を待ちながらしっかりと取り組む必要があると感じております。</p>
意見に対する市の考え方	<p>本市では、平成27年に第1期創生総合戦略を策定し、「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」に取り組んでまいりました。しかしながら、全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中で、本市においても人口減少が進んでおり、今後も減少傾向で推移していくことが避けられないことから、第2期創生総合戦略では、これまでの概念に捉われず、柔軟な発想や斬新なアイデアで、大胆な施策に勇気を持ってチャレンジし、強い危機感を持って人口減少対策に取り組んでまいります。</p> <p>結婚については、価値観が多様化する中で、個人の意思によることを踏まえ、少子化の一因とされている生涯未婚者の減少や晩婚化の解消に向けて、結婚を希望する人に対して、出会いの機会の創出や結婚に関する情報提供・各種相談の実施、結婚後の経済的支援など、引き続き結婚支援の充実を図ってまいります。</p>

	<p>常陸大宮市への来訪や市への定住・定着については、本戦略の「基本方針2. 人の流れづくり」において、常陸大宮市に訪れたい・住みたいまちの実現に向け、市が持っている様々な魅力を市内外に効果的・戦略的に発信して、関係人口※や交流人口の増加を図るとともに、移住・定住につなげていく取組を促進することとしております。ご意見の趣旨のとおり、常陸大宮市に来ていただいた方について、再度市に来ていただけるように、さらには、関係人口として市とつながりを深めていきながら、最終的には常陸大宮市に住んでいただけるような「人の流れ」を構築できるように取組を進めてまいります。</p> <p>本市では、若い世代の転出超過が課題であり、進学や就職等のライフイベント（生活上の大きな出来事）に伴い転出した人がそのまま市に戻ってこないこと、さらには、転出者の半数以上が女性であることが人口減少の大きな要因となっています。転出した、または転出する人が、将来的に本市に戻ってきたいと思えるように、郷土愛の醸成、結婚・出産・子育て環境の向上、雇用環境や定住環境の向上を図ってまいります。</p> <p>※関係人口：「定住人口」・「交流人口」とは異なる、地域や地域の人々と多様に関わる人口</p>
--	---

No.	2
意見のタイトル	P10 施策1 しごとの応援の主な事業について
意見の内容 (原文)	<p>P10「施策1 しごとの応援」の主な事業の企業サポートについてですが、空き店舗等活用で出店できるように事業内容の充実化を検討してほしいと考えます。</p> <p>具体的には空き店舗等の改修費用、家賃の補助（最初の数年程度）等を検討していただければと考えています。なぜなら、常陸大宮市のマーケットを考えれば、小さくて特色ある強い店舗が必要であり、その小さくて強い店舗の実現にむけては小規模な投資で開店、経営の持続化が出来るような仕組みが必要です。その部分の負担軽減できるような企業サポートがあれば出店したい人の後押しになると考えます。</p> <p>事例としては新潟県見附市の「見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱」がございます。</p>
意見に対する市の考え方	<p>本市では、平成28年に国の認定を受けた「常陸大宮市創業支援事業計画」に基づき、商工会などと連携して創業に関する各種支援事業を行っており、第2期創生総合戦略では、第1期創生総合戦略から継続し、雇用の受け皿を拡げ新たな雇用を生み出すとともに、創業や新規ビジネスの創出などによって、多様な働き方を実現させ、安心して働ける環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>特に、第2期創生総合戦略においては、若者や女性に対する創業支援を推進するため、空き店舗を活用した開業・出店の推進や創業・起業のしやすい環境づくりに向けた施策を進めてまいります。</p> <p>なお、ご意見の内容につきましては、これらの施策に関する取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	3
意見のタイトル	P12 施策3 関係人口の創出と観光・交流の促進
意見の内容 (原文)	<p>P12施策3「関係人口の創出と観光・交流の促進」の主な事業に「観光案内所」と「関係人口案内所」の設置を検討いただければと思います。特に「関係人口案内所」の創設が必要だと考えるのは、常陸大宮市では記載されているように主な事業としていろいろな事業を展開していると思います。それらの事業に参加している人達を「関係人口」としてデータベース化を一本化する事で様々な活用が可能になると思います。また関係人口案内所を窓口にする事で気軽に常陸大宮市に関われる人達の獲得が期待出来るような気がします。</p>
意見に対する 市の考え方	<p>関係人口については、第2期創生総合戦略において、「基本方針2. 人の流れづくり」の「施策3 関係人口の創出と観光・交流の促進」の取組として、情報発信や地域間交流、観光振興の取組を推進することで、常陸大宮市の魅力に触れてもらうことにより、本市に関わり続けてくれる人の流れづくりを進めてまいります。</p> <p>また、第2期創生総合戦略では、4つの基本方針のほか、これらを効果的かつ有機的につなげる横断的な取組として、3つの新たな視点を取り入れており、その1つとして「関係人口の創出・拡大と活用」の視点を取り入れ、各種施策を横断的に推進してまいります。</p> <p>ご意見の趣旨にありますとおり、市で実施している事業等に関わりのある方については、関係人口としてつながりを深めていくとともに、新たな関係人口を発掘するため、つながりが持てる機会を創出し、関係人口を地域の力として活用していくことが重要であることから、関係人口に関連する情報を庁内で共有し、施策の更なる横展開の強化を図ってまいります。</p> <p>なお、ご意見の内容につきましては、関係人口に関する取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	4
意見のタイトル	P12 施策4 移住・定住の促進
意見の内容 (原文)	<p>P12施策4「移住・定住の促進」の主な事業に定住促進のための「賃貸補助」特に子育て支援者に向けた補助があると良いと思います。住まいの確保を考えた時に住宅取得もそうですが、賃貸を選択する際の補助があると定住促進につながってくると考えます。</p>
意見に対する 市の考え方	<p>本市では、市内に住宅を建設し、または購入する子育て世帯等を対象に、定住促進の取組として、住宅取得に対する奨励金を交付しております。また、若年層への定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に、家賃に対する助成金を交付しております。</p> <p>第2期創生総合戦略においても、子育て世帯をはじめ、市民の方の定住促進に向けた取組を引き続き推進してまいります。</p> <p>なお、ご意見の趣旨につきましては、これらの取組成果の評価・検証を行う中で、経済的な支援をはじめ、より効果的で実効性のある定住促進の取組について検討を行ってまいります。</p>

No.	5
意見のタイトル	P15 施策7 特色ある学校教育の充実
意見の内容 (原文)	<p>P15「施策7 特色ある学校教育の充実」の主な事業に「学校外活動費の学習塾費」に補助制度の検討をお願い出来ればと思います。</p> <p>なぜなら、平成30年度文部科学省調査の子どもの学習費調査によると公立中学校の年間学習塾費用は年間約20万円、高校であれば年間約10万円の費用をかけているようです。学校での教育も必要ですが、学校外活動費の補助制度があれば市内での教育の充実化が期待できますし、定住を検討した時に判断材料の1つになるのではないのでしょうか？具体的には「大阪市塾代助成事業」があるようです。</p>
意見に対する 市の考え方	<p>第2期創生総合戦略では、子どもたちの学力向上に向け、質の高い教育環境づくりを進めてまいります。特に、ICTを効果的に活用した授業を取り入れるなど、特色をいかした学校教育を推進するため、教育環境の充実を図ってまいります。</p> <p>また、2020年度の新学習指導要領の改訂により、小学校の外国語科が実施されることから、本市では、英語に対する学習意欲を高め、英語力の向上を目的として、令和2年度より中学生を対象とした英語検定の受験費用の一部助成を実施いたします。</p> <p>ご意見の趣旨にありますとおり、学力向上を図るうえで、学習塾などの学校外の活動については有効であるものと考えられますが、一方で、経済的理由から塾に通えないなど、学校外で受けられる教育に格差が広がるなどの課題もあり、現在のところ学習塾等の費用に対する補助制度については行っておりません。</p> <p>第2期創生総合戦略では、学校教育を充実させる取組を優先させてまいります。ご意見の内容につきましては、学力向上及び移住・定住の促進に関する取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	6
意見のタイトル	P17 施策8 まちの機能の充実と安全な暮らし
意見の内容 (原文)	<p>P17「施策8 まちの機能の充実と安心な暮らし」においては常陸大宮市駅周辺整備事業の推進、特に住まいの確保や安心してすごせる公園、買い物出来る店舗等を整備していただき「子育てにやさしいエリア」を目指していただければと思います。</p> <p>また、「施策9 まちづくりへの参画と人材育成」にむけて中学生、高校生が意見を言えるような参画する機会をつくっていただければと思います。</p>
意見に対する 市の考え方	<p>第2期創生総合戦略では、「常陸大宮市都市計画マスタープラン」や「常陸大宮駅周辺整備計画」などのまちづくりに関する各種個別計画との整合性を図っており、これらの計画や取組と連携して、まちの機能の充実と安心な暮らしについて施策を進めてまいります。</p> <p>中学生や高校生がまちづくりに対して意見を言える機会としては、主なものとして、各種計画等を策定する際に行われるアンケートが挙げられます。これらのアンケートなどの取組については引き続き実施していくとともに、まちづくりに直接参画できる機会としてワークショップを活用するなど、まちづくりに中学生や高校生などの若者の意見を取り入れることができる機会や仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>

No.	7
意見のタイトル	食の安全、安心、新鮮な街づくりーコケッコーの郷ーを目指して市の活性化を計る
意見の内容 (原文)	<p>現状の把握として、農山村における老令化、農耕地、山林の荒廃が進み食の健全性が失われつつあります。大量生産、大量消費がその原因である。添加物、抗生物質、ホルモン剤等の使用により、医学的にも危機的状況にあることを知らない人が多い。そこで次の提案をしたい。地味で身近に出来る「有機自然農業による食べものづくり」である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少羽数の鶏を飼い、卵、鶏肉の自給を計り、その堆肥で野菜、穀類をつくる。老人、女性、子供でも出来る。農産物の余り、屑物を利用 2. 余った生産物は直売場で販売、生き生き老人となれば、若者もくるだろう
意見に対する市の考え方	<p>農山村や中山間地域では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が先行し、農業や林業従事者の高齢化や減少による、農地・山林の荒廃や担い手不足等による生産基盤の弱体化等が進んでおります。</p> <p>本市においても同様の課題を抱えており、第2期創生総合戦略では、「施策1 しごとの応援」及び「施策2 地域産業の振興」の取組において、農林業などの地域産業の成長を促進し、新たな担い手の育成や確保に向けた取組を進めるとともに、地域の農林畜産業と食品産業をはじめとした様々な産業間の連携を推進してまいります。</p> <p>ご意見の趣旨につきましては、食の安全・安心をはじめ、本市において誰もが安全にそして安心して暮らせることができるよう、各種施策に取り組んでまいります。</p> <p>なお、ご意見の内容につきましては、関連する部署と共有を行い、まちづくりに関する取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	8
意見のタイトル	狩猟免許（銃除く）の取得講習について（身近な市役所等での開催）望む
意見の内容 (原文)	<p>かつて狩猟免許を持っていたが、更新が遠方の笠間まで行かざるを得なかったため、その時身体の具合が悪くなく更新しなかったため切れてしまった。</p> <p>近年、農耕地が荒れ、山林・原野も手入れされず鳥獣の住みかとなり、農作物に多大の被害が有り、耕作者のやる気を失わせることとなっている。老令化している耕作者でも取得ができるよう、近くの市役所等で講習出来るようにして欲しい。特にイノシシ害は年中ひどいので、猟友会に依在してばかりにはいけない。自己防衛が必要になっている。市でも電気柵、箱ワナ貸出しはしているがワナには免許が無いと使えない。</p>
意見に対する市の考え方	<p>本市では、イノシシやハクビシン等の有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、防護柵等を購入する方に対して、資材購入費用の一部を補助しております。また、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得する方に対しても、経費の一部を助成しております。</p> <p>ご意見の趣旨にあります、狩猟免許の交付や試験、更新等に係る実施主体は都道府県でありますことから、試験や講習会場については茨城県が設けた会場となります。そのため、本市では、会場を設けることはできませんが、狩猟免許の取得費用の一部助成など、引き続き有害鳥獣による被害防止に向け各種取組を推進してまいります。</p> <p>なお、ご意見の内容につきましては、関連する部署と共有を行い、有害鳥獣の被害防止に関連する取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

令和2年4月診療分から高校生外来が小児医療福祉(マル福)制度の助成対象になりました

市では、少子化対策および福祉の充実を図るため、新たに、令和2年4月診療分から、高校生外来がマル福の助成対象となりました。

該当者には3月下旬に受給者証を郵送しています。マル福助成には所得制限がありますので、一定の所得を超える方は非該当となります。

受給者証が届かない等ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問 本庁 医療保険課 医療・年金 G ☎52-1111 内線162・163

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者（児童を現に監護する方）で、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
 - ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
 - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
 - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
 - エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1) 感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2) 疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3) 専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4) 委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 本庁 こども課こども G ☎52-1111 内線138

【中止のお知らせ】普通救命講習会について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響を考慮し、毎月第4土曜日に消防本部で実施している救命講習会を当分の間中止させていただくことになりました。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご了承のほど、よろしく願いたします。

問 常陸大宮市消防本部警防課 ☎52-0119

市内保育園等給食食材の放射性物質測定結果について

3月に実施した公立保育所および民間保育園等の給食食材の測定結果をお知らせします。

【検査条件】 使用機器：日立アロカメディカル株式会社製 CAN-OSP-NAI（簡易検査機器）
 検査法：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ 検査時間：30分間
 （2段書きになっている場合は、上段が2・3週、下段が4・5週に検査しています）

保育所 (園)名	検体名	検査結果 (Bq/Kg)		保育所 (園)名	検体名	検査結果 (Bq/Kg)	
		セシウム 134	セシウム 137			セシウム 134	セシウム 137
大賀	大根	検出せず	検出せず	ひまわり	小松菜	検出せず	検出せず
	長ねぎ	検出せず	検出せず		ほうれんそう	検出せず	検出せず
山方	小松菜	検出せず	検出せず	あゆみ	キャベツ	検出せず	検出せず
	ブロッコリー	検出せず	検出せず		大根	検出せず	検出せず
美和	玉ねぎ	検出せず	検出せず	大宮みのり	小松菜	検出せず	検出せず
	チンゲンサイ	検出せず	検出せず		ほうれんそう	検出せず	検出せず
大宮聖愛 大宮聖慈	さつまいも	検出せず	検出せず	野上	にんじん	検出せず	検出せず
	にんじん	検出せず	検出せず		えのき	検出せず	検出せず
さくら	にんじん	検出せず	検出せず				
	にんじん	検出せず	検出せず				

※「検出せず」とは、放射性セシウムが存在しないか、検出限界値未満のことです。

検出限界値は、測定する食材および条件により差が出ます。

測定の結果、放射性セシウム134・137の測定値が100Bq/Kg（国が定めた基準値）を超えた場合は、その食材の使用を中止します。

問 本庁 こども課 ☎52-1111 内線138

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税（市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を一時に納付することができない場合、申請に基づき、一定の要件を満たすことで、地方税法の規定により以下の猶予制度が認められます。

【徴収の猶予】

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は対象となります（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

【申請による換価の猶予】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する場合は対象となります（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※詳細については税務徴収課徴収推進室へご相談ください。

問 本庁 税務徴収課 徴収推進室 ☎52-1111 内線240

2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。調査票へのご回答をお願いいたします。



工業統計キャラクター
コウちゃん

問 本庁 総務部総務課情報・統計G ☎52-1111 内線319

肺炎球菌による肺炎などの発症と重症化を予防するため、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します

○接種期間 令和3年3月31日まで

○対象者 市内に住所を有する方で、今までに高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）を受けたことがない方で、令和3年4月1日までに下記に該当する方

【定期接種】 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

→5月中旬に個人宛に「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」を郵送

【任意接種】 66歳以上の定期接種対象年齢以外の方

→下記窓口にて申請のうえ「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」の交付を受けてください。

※（1）満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級の交付を受けている方。

（2）満60歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳1級を交付されている方で定期予防接種に該当しない方、2級および3級（内部障害に限る）の身体障害者手帳の交付を受けている方。

上記の方は、窓口にて障害者手帳を持参のうえ、「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」の交付を受けてください。

○公費助成額 4,000円

※生活保護世帯に属する方は、全額助成になります。「生活保護受給証」を持参のうえ、下記申込先で事前に「個人負担免除券」の申請を行い、交付を受けてください。

○接種方法 郵送または窓口で交付される「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について」を確認のうえ、「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」を持参し医療機関で予防接種を受けてください。

○医療機関 指定医療機関（予診票交付時に配付する「協力医療機関一覧」をご覧ください）

※令和2年度より、芳賀郡医師会が指定医療機関に追加されました。

○その他 転入した方等で接種を希望する方は下記までお問い合わせください。

申込・問 かがやき 健康推進課母子保健G ☎54-7121

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

【中止のお知らせ】5月住民（集団）健診における風しんの抗体検査について

～風しん抗体検査および第5期予防接種対象者の皆様へ～

既に3月末に風しんのクーポン券を送付していますが、県内での新型コロナウイルス感染拡大を受け、5月の住民（集団）健診を中止することから、住民（集団）健診を利用した風しん抗体検査についても中止することとしました。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては6月以降についても中止となる場合がありますので、その際には改めてお知らせいたします。

なお、住民（集団）健診以外では、全国の協力医療機関や事業所における職場健診で受けることができますので、クーポン券の有効期限内にお受けください。

問 かがやき 健康推進課母子保健G ☎54-7121

【重要】小児科診察（一般外来）再開のお知らせ

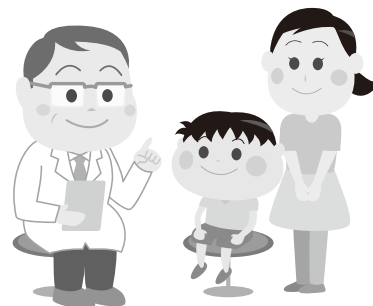
当院の小児科は、本年4月1日より、一時的に小児科の診療を予約外来（すでに予約が入っている患者さん）のみの診療としておりましたが、一般外来の診療再開時期が以下のとおり決まりましたので、お知らせいたします。

この度の当院における小児科の診療体制の変更につきましては、患者さん並びに地域の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

- 再開日 令和2年4月6日（月）～
- 受付時間 8:30～11:00まで
- 休診日 土曜日、日曜日、祝日

問 常陸大宮済生会病院 ☎52-5151



台風第19号により住家が被災した国民健康保険の被保険者の一部負担金・介護サービス利用者の利用料の免除について（令和2年9月30日まで延長）

令和元年東日本台風（台風第19号）の被害による住家の損害程度が、下記【要件】を満たす方は、以下①、②の免除が受けられます。

①国民健康保険の一部負担金の免除

国民健康保険に加入している方は、保険医療機関等で支払う一部負担金が免除になります。一部負担金の免除を受ける場合は、保険医療機関等の窓口にて「国民健康保険一部負担金免除証明書」を提示してください。

②介護サービス利用料の免除

介護サービスを利用されている方は、介護保険施設等で支払う利用料が免除になります。利用料の免除を受ける場合は、介護保険施設等の窓口にて「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」をご提示ください。

【要件】

●一部負担金・利用料が免除になる住家の損害程度

り災証明書に記載されている住家の損害程度：全壊、大規模半壊、半壊

●一部負担金・利用料の免除期間

令和元年10月12日から令和2年9月30日まで

【一部負担金の還付（国民健康保険）】

免除要件を満たす方であって、既に国民健康保険の一部負担金の支払いを済ませている場合は、申請することにより一部負担金の還付を受けることができます。

○還付申請に必要なもの

- ・保険医療機関等で支払った領収書または支払った金額を確認できる書類
- ・住家の被害に係るり災証明書
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・口座番号の分かるもの（通帳等）

なお、「国民健康保険一部負担金免除証明書」・「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」については、免除に該当する方あてに3月中にお送りしておりますが、まだ届いていない場合は下記お問合せ先までご連絡ください。

※令和2年3月31日までは保険医療機関・介護保険施設等の窓口での申告により免除になりましたが、4月1日以降は免除証明書等の提示が必要になりますのでご注意ください。

※住家の損害がない方でも、台風第19号の災害により主たる生計維持者が失職し現在収入がない方等は免除の対象になる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線164
長寿福祉課介護保険G ☎52-1111 内線172

動画で知ろう！学ぼう！

★☆☆ 自慢の常陸大宮



茨城県広報コンクール特選 



🎬 タイトル
いずみちゃんで行こうよ！常陸大宮

🎥 内容
常陸大宮に住むおしゃまな女の子
“坂下泉ちゃん”が市内を探検！



🎬 タイトル
素敵な暮らしみつけた 常陸大宮

🎥 内容
移住したからこそ分かる、常陸大宮
の魅力を語ってもらいました！



YouTube **常陸大宮市**公式チャンネルで公開中！

ほかにも素敵な
動画が盛りだくさん



QRコード

本庁 秘書広聴課 広報戦略G ☎52-1111

募 集

母子家庭等自立促進講習会について

茨城県母子寡婦福祉連合会母子・父子福祉センターでは、母子家庭等の就業支援をするため、「介護職員初任者研修」「調剤薬局事務講座」を実施します。ぜひ、お気軽にお申し込みください。

①「介護職員初任者研修」

- 日 時 6月14日(日) から全14日間、全日日曜日実施 9:00～17:00
- 費 用 テキスト代(6,000円)、ボランティア保険加入代(392円)
- 募集人数 20名(応募多数の場合は抽選)
- 申込期限 5月29日(金)
- その他 レポート提出あり(4回)

②「調剤薬局事務講座」

- 日 時 10月3日(土) から全8日間、全日土曜日実施 10:00～16:00
- 費 用 テキスト代(3,000円)、ボランティア保険加入代(224円)、試験代(6,500円)
- 募集人数 20名(応募多数の場合は抽選)
- 申込期限 9月18日(金)
- 試験日 11月28日(土) ※調剤薬局事務管理士

○場 所 茨城県母子寡婦福祉連合会 ラーク・ハイツ会議室 (水戸市八幡町11番52号)

○対 象 者 ひとり親家庭の母、父および寡婦
 ※講習を全日程出席でき、今後就労を希望する方
 ※託児所利用可(事前登録要、2歳児以上)

○申込方法 直接お電話でお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症に伴う対応のため、やむを得ず中止する場合があります。

申込・問 社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター(水戸市八幡町11番52号)
 ☎029-221-8497

中国語会話「楽々中国語」参加者募集のお知らせ

常陸大宮市国際交流協会では、今年も中国語講座を開講します。

中国語は多くの方にとって基礎知識のない言語だと思われます。また、中国語には独特の発音の仕方(声調)や、発音を表すローマ字(ピンイン)がありますので、ゆっくりと学んでいきます。過去の国際交流協会のフェスティバルでは、中国語の歌や漢詩の朗読の発表をしました。

- 活動場所 おおみやコミュニティセンター(常陸大宮市北町400-2)
- 対象者 中国語を使つての活動や交流を楽しみたい大人の方
- 募集人数 10人(先着順) ※定員になり次第締め切ります。
- 活動期間 令和2年5月27日(水)～令和3年3月24日(水)
(8月は休講、12月の授業は、1回で、全18回となります)
- 活動日 毎月第2水曜日・第4水曜日(18:00～19:30)
- 活動内容 中国語会話・・・日常生活や旅行中に使われる中国語の会話表現
- 受講料 2,000円(月ごとに徴収します)
- 講師 常陸大宮市国際交流協会 ショウ・ユカ(和田由佳)(通訳)
- 申込期間 令和2年4月27日(月)～令和2年5月22日(金)
- 申込方法 氏名、住所、電話番号をお知らせのうえ、電話、またはEメールのいずれかでお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症に伴う対応のため、やむを得ず中止する場合があります。

申込・問 本庁 常陸大宮市国際交流協会事務局(本庁市民協働課) ☎52-1111 内線126

【中止のお知らせ】日曜結婚相談会について

毎月第3日曜日に開催している結婚相談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間中止といたします。

今回の日曜結婚相談会については、開催が決まり次第、広報常陸大宮お知らせ版や常陸大宮市公式ホームページ等でお知らせします。

なお、希望があれば日時・場所を調整して実施することが可能です。

相談を希望される場合は、下記までお問い合わせください。

○問合せ先 常陸大宮市役所こども課

☎0295-52-1111 (内線138)

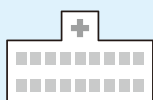
アドレス：marriage@city.hitachiomiya.lg.jp

○常陸大宮市結婚応援サポーターとは

市の委嘱を受け、結婚活動の支援に理解と熱意のある市内在住のボランティアです。

結婚を希望する方や親御さんからの相談に親身になって対応したり、マッチングのお手伝いをしたりします。お気軽にご相談ください。

問 本庁こども課こどもG ☎52-1111 内線138



電話で確認してからお出かけください。

◆休日・祝日の当番医◆ 4/29～6/7

*病院名・電話番号

	市 内(市外局番0295)	那須烏山市(市外局番0287)	茂木町(市外局番0285)
4/29	緒川クリニック ☎54-3331	滝田内科医院 ☎82-2544	さとう耳鼻咽喉科クリニック ☎64-3341
5/3	小泉医院 ☎52-0116	白寄医院 ☎92-2710	もてぎの森「メディカルプラザ」 ☎64-1122
4	大曽根内科小児科 ☎52-0302	七合診療所 ☎82-2781	桜井循環器科内科 ☎63-5131
5	エヌ・ティークリニック ☎55-8865	林田医院 ☎88-2056	吉永医院 ☎63-2303
6	緒川クリニック ☎54-3331	佐藤医院 ☎96-2841	今井医院 ☎63-0320
10	志村大宮病院 ☎53-1111	佐野医院 ☎84-1616	茂木中央病院 ☎63-1151
17	岡崎外科医院 ☎52-0547	鈴木整形外科 ☎96-2811	さとう耳鼻咽喉科クリニック ☎64-3341
24	丹治医院 ☎53-2115	山野クリニック ☎84-3850	もてぎの森「メディカルプラザ」 ☎64-1122
31	大曽根内科小児科 ☎52-0302	高野病院 ☎92-2520	桜井循環器科内科 ☎63-5131
6/7	小泉医院 ☎52-0116	南那須青木医院 ☎88-6211	茂木中央病院 ☎63-1151

○市内の医療機関の診療時間は、9:00～正午です。

(当番医のやむを得ない都合により診療時間の変更や休診となることがあります)

○近隣市町村の医療機関については、直接お問い合わせください。また、常陸大宮市ホームページからも検索できます

◆救急医療二次病院◆

常陸大宮済生会病院 ☎52-5151

○24時間体制で、重症患者を受け入れています

◆休日・祝日の当番医◆

○医療機関案内 次のサイトから最新の情報をご覧ください。

茨城県救急医療情報システム <https://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

とちぎ医療情報ネット <https://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/>

○急な病気で心配なとき、ご相談ください。

茨城子ども救急電話相談 24時間365日

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から # 8000 すべての電話から ☎03-6667-3377

茨城おとな救急電話相談 24時間365日

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から # 7119 すべての電話から ☎03-6667-3377